

自営の認定について

● 健康保険の扶養認定基準となる収入

売上(収入)金額 (雑収入を含む)	－	健康保険組合が 認めた経費
----------------------	---	------------------

＜健康保険組合が認めた経費＞

健康保険組合が認めた経費は、税法上で経常できる経費とは異なり、健康保険組合が審査のうえ決定するものです。

右表にありますように、事業所と住所を同じく営業しているか否かでも変わってきます。また、それぞれ確たる証拠書類の提出が必要です。

※ 年金・給与等自営以外の収入がある場合は、全ての収入を合計した額が健康保険の認定基準内であればなりません。

※ 第三者に給与を支給している場合は、扶養にはなりません。

● 健康保険扶養認定後について

健康保険組合は、認定された後も、随時証拠書類の提出をご依頼します。認定後であっても、毎年確定申告をし、申告に関わる書類のコピー等必ず手元に残すようにしてください。証拠書類の提出ができない場合、扶養削除となることがあります。

年間の売上(収入)金額(雑収入を含む) から 健康保険組合が認めた経費 を差し引いた額が、130万円以上となった時または130万円以上と見込まれたときは、速やかに健康保険の扶養削除の手続きをおとりください。

(一般所得用)		健康保険組合が認めた経費
仕事の内容により、下記の条件を満たしていても経費として認められない場合もあります。		
収支内訳書		
売上原価	○	原則として認める。※公的書類(写)の提出が必要。
地代家賃	△	原則として認めないが収支台帳及び領収書等で事業上の必要経費として明らかであることを証明できる場合のみ、下記の基準で必要経費として認める 収支内訳書等の「住所」と「事業所住所」 ● 同一の場合 ⇒ 50% (小数点以下切捨て) を直接的経費として認める ● 同一でない場合 ⇒ 直接的経費として認める
水道光熱費	△	原則として認めないが収支台帳及び領収書等で事業上の必要経費として明らかであることを証明できる場合のみ、下記の基準で必要経費として認める 収支内訳書等の「住所」と「事業所住所」 ● 同一の場合 ⇒ 50% (小数点以下切捨て) を直接的経費として認める ● 同一でない場合 ⇒ 直接的経費として認める
旅費交通費	△	原則として認めない ただし、出張明細等(日時・出張先住所・出張先機関名・距離他 詳細明記のもの)により、健康保険組合が、実費弁償的なものとして確認できる場合のみ、必要経費として認める。請求明細書等の提出も必要。 ※通勤に伴う費用は直接的経費として認めない
修繕費	△	原則として認めないが、以下の①②の条件を満たす場合のみ必要経費として認める ① 収支台帳及び領収書等で、事業上の必要経費として明らかであることが確認できること ② ①の内容を裏付けすることのできる書類(請求明細書等 詳細が確認できるもの)の提出ができること